

個人

一、第 17 条の管理著作物リスト提供の努力規定を強行規定に改めるべきである

本年 9 月 28 日の最高裁判所・第三小法廷による上告棄却決定を始め、(社)日本音楽著作権協会 (JASRAC) による一方的かつ被請求事業者の規模に対して過大な請求が行われた場合に、被請求事業者が管理事業者が権利者より信託を受けている著作物の利用状況を立証することが出来ない故に被請求事業者が著しく不利な立場に置かれるケースが極めて多いと言う問題が現実存在する。

もっとも、JASRAC の場合は管理著作物をデータベース化して公開しているが現行法 17 条の努力規定では必ずしも管理著作物のリスト公表が管理事業者に義務付けられている訳ではなく、実際には事業者が管理していない著作物を管理しているように偽る詐欺行為などの悪用が懸念されるうえ、管理著作物をデータベース化して公表している場合でも利用者が誰でも容易にデータベースを利用して管理状況を知ることが出来ないとすれば、前述のような問題が今後も相次いで起こり結果的に著作物の利用自体を萎縮させることになりかねないのではないか。

そうした問題を防ぐためにも、管理事業者による管理著作物のリストないしデータベース提供は努力規定でなく強行規定に改め、義務とすべきである。また、可能であれば提供義務違反に対して罰則を設けることが望ましい。

二、文化庁に対し分野ごとの横断的管理著作物データベース構築支援を求める

現行法の施行により音楽を始め分野ごとに複数の管理事業者が併存することとなったが、管理事業者ごとに管理著作物データベースが設置されている場合、利用者が著作物の管理事業者を探索する手間が煩雑となる問題が存在する。よって、利用者の手間を軽減する観点より分野ごとに横断的管理著作物データベース構築を支援し、早期に横断的データベースの運用を実施するよう求めるものである。

三、日本版「Chafee 条項」の創設を求める

現在、国連において「障害者権利条約」の起草作業が進められている。2004 年 3 月現在の草案第 13 条 d,e,f 項においてはそれぞれ「障害のある人に適した新たな技術 (情報通信技術及び支援技術を含む。) の研究、開発及び生産に着手し及びそれを促進すること」「障害のある人が情報を利用する機会を確保するための他の適当な形態の援助及び支援を促進すること」「公衆にサービスを提供する民間主体が、その情報及びサービスを障害のある人にとって利用可能及び使用可能な形態で提供することを奨励すること」が提案されている。

このように、障害者の情報アクセス権確立に対して国際的な取り組みが進められている一方で、わが国では京都府宇治市のローカル紙「洛南タイムス」本年 6 月 23 日付の記事において報じられている障害者の社会参加を目的に運営されてい

る喫茶店に対する(社)日本音楽著作権協会(JASRAC)の過大な著作権料請求が問題視されている。

- > 福祉の喫茶店からも著作権料 宇治市小倉町・ぱれっと
- > ふれあいコンサートも「営業」?
- > (社)日本音楽著作権協会「権利預かっている団体だから」
- >
- > 地域とのふれあい、社会参加をめざす障害者たちがスタッフとなって経営
- > している喫茶と軽食の店、コーヒーハウス「ぱれっと」=宇治市小倉町
- > 蓮池175、小倉接骨院ビル2階=で開かれているサタデーナイトコンサート
- > などの演奏活動に社団法人日本音楽著作権協会=JASRAC、東京都
- > 渋谷区上原、吉田茂理事長=が著作権料の支払いを要求していることが
- > わかった。ぱれっと関係者も著作権保護そのものには理解しながらも
- > 「うちのような団体でも支払わなければならないなんて。支払額によっては
- > 赤字になってしまう」と、思わぬ事態に戸惑っている。
- >
- > ぱれっとは小倉接骨院を経営する両角万昭さんがビル新築時に建物
- > スペースの一部を福祉に提供したい——と同市福祉部に相談したのを
- > きっかけにバリアフリーの店として2000年秋にオープン。店内では障害
- > 者団体、地域住民たちの手づくり作品展を開いている他、英会話教室や
- > 絵手紙教室、コンサートなど多彩なイベントも企画。講師や出演者も
- > ボランティアで支援協力してきた。
- > ところが喫茶店などでコンサートを開く場合は作詞作曲家への著作権料
- > 支払いが必要だ——として使用料支払い手続きをとるよう求めてきた。
- > 一般的にカラオケ喫茶、カラオケ設備のあるスナック、ライブハウス、
- > レンタルCDショップ、ダンスホールなどが使用料徴収対象施設として
- > 知られているが、障害者団体が社会参加や自立のために運営している
- > 喫茶店も対象というのは驚き。ぱれっと関係者も「出演者にも交通費
- > 程度しか支払っていないし、ボランティア協力していただくことでできる
- > コン서트。支払額が多ければ赤字になってしまうのでは」と、思案顔。
- > 使用料支払い手続きを求めている同協会京都支部=京都市下京区
- > 四条烏丸東入ル長刀鉾町、京都三井ビル内=の説明によると、演奏に
- > 著作権手続きが必要なのは▽営利を目的としない▽どんな名目でも
- > お金などの入場料をとらない▽演奏する人や指揮者にギャラ(報酬)
- > 支払いがないケース。つまり学校の吹奏楽部などが文化祭などで
- > コン서트や演劇をする場合などに限られている。
- > 「ぱれっと関係者とは現在交渉している。一般の喫茶店とは違うことは
- > お話をお聞きしてわかったが、私たちは作家の方から権利をお預かり
- > している団体。他店との公平性もある。とかく目に見えないものに対して
- > 使用料を支払えというのは酷いんじゃないか、みたいな風潮があるが、
- > 著作権者の権利は保護されるべきもの。喫茶店という形態である以上、

- > 著作権者の権利は保護されるべきもの。喫茶店という形態である以上、
- > 免除規定もありません」と、見解。要は使用料徴収免除はできないという
- > 考え。

(洛南タイムス・2004年6月23日付)

米国では、1996年に「Chafee 修正条項」の成立によって障害者の著作物利用に関して広範な適用除外・著作物使用料の減免が図られたところであり、この観点より著作権等管理事業法においても特例条項を創設することが望ましい。

具体的には「通常の著作権使用料の二分の一を超えない額の特別料金を設定するよう管理事業者に義務付ける」などの方法が考えられる。

こうした要請は著作権等管理事業法が参議院文教科学委員会で可決された際の附帯決議を始め、たびたび要請されているにも関わらず権利者側が協議に消極的であるため、遅々として進まない現状があると聞き及んでいるが、本年の障害者基本法抜本改正及び「障害者権利条約」制定作業の進捗と言った国内外の潮流が求める要請に応じ、文化庁が主導する形で日本版「Chafee 条項」を早期に実現するよう強く希望したい。

四、貸与権管理センターは正常に機能するのか

著作権法附則第4条の2が廃止されたことに伴い、来年1月からの業務開始を予定している「貸与権管理センター(仮称)」といわゆるコミックレンタル事業者との協議は来年1月の施行までに合意の見通しが立っているのか。また、現状は附則第4条の2が廃止されたのみであり「著作権者の連合体でなければ権利を行使出来ない」と言った規定が何も存在しないため、著作権者個人によるゲリラ的な刑事告訴や民事訴訟が頻発した場合に著しい混乱が生じる恐れを排除出来ておらず、そうした問題点について一切の検討が行われていないことに対して文化庁はどう責任を取るつもりなのか。また、一において指摘した最高裁の上告棄却決定により確定した名古屋高裁判決によると、著作権法第38条は外形的に金銭の授受が存在すればそれが営利目的であるか否かを問わず同条が適用除外に際して求めている「非営利・無償」の要件を満たさないものと判示しているが、38条1項と4項では「非営利・無償」の要件が異なるので図書館法第28条に基づき私立図書館が徴収する「対価」は著作権法38条の「料金」には該当しない、と言う文化庁の解釈はいかなる根拠に基づくものであるか明らかにすべきではないのか。

少なくとも、これほどまでに山積している問題点に対してどのような形で現場の混乱を回避する為の施策を高じるか来年1月の施行を前に、出来得る限り早期に明らかにすべきである。

以上

個人

(社)日本音楽著作権協会は作曲家、音楽界が正しい形で保護・発展させることを念じて、今回の見直しを考えているのか正直疑問をもっております。
日本の作曲家の曲を積極的にとりあげ、現代日本の音楽文化の発展に寄与したいとする、オーケストラの士気を著しく低下させるものであり、現実には日本の現代曲の演奏回数の減少にもつながるのではと考えております。

個人

著作権等管理事業法について意見を述べます。

まず、最初に述べたいのは著作権等管理事業法は利用者にとってはほとんど益のない法律であるということだ。

著作権等管理事業法は、複数の管理事業者の自由競争を促進するための法律だが、同一分野で複数の管理事業者が競争を行う場合、まず最優先されるのは権利者に対するサービス競争である。

なぜなら、利用者は管理事業者を選ぶ際にまず一番最初に考えるのは、利用したいと思う著作物をどこが管理しているか、ということだ。なので、管理事業者は利用者の求める著作物の獲得競争がなされ、その結果権利者に対するサービス競争が行われる。

しかし、利用者に対するサービス競争は、複数の管理事業者間で行われることはほとんど無い。

利用者が求める著作物を管理していれば、利用者は必然的にその管理事業者と契約しなければならないからだ。

このように、著作権等管理事業法は利用者を抑圧する構造を本質的に有している。なので、著作物の利用促進を図るためには、まず、利用者の保護を第一に優先する必要がある。

そのため、著作権等管理事業法とその運用について、以下事項を求めます。

1. 附帯決議の遵守

参議院と衆議院において、附帯決議がなされている。

その中で、参議院の附帯決議の3、7、10、及び衆議院の附帯決議の3は、利用者の保護を求めるものです。

特に参議院の7、衆議院の3において、「著作権等管理事業者の利用者に対する優越的地位の濫用の防止」が盛り込まれているので、この附帯決議を遵守し、著作権等管理事業者の利用者に対する優越的地位の濫用の防止に務めるべきである。

2. 管理事業者の利用者に対する情報提供の義務化

管理事業法17条で利用者に対する情報提供の努力義務が規定されているが、努力義務ではなく、情報提供義務とする。また、同時に情報提供義務に反した場合に罰則を与えるよう、第29条～第34条のいずれかに加える。

利用者が管理事業者との契約の可否の判断材料として最重要なのは、その管理事業者がどの著作物を管理しているかという情報である。その最重要の情報を提供するのには、事業者としての当然の義務であるので、努力義務ではなく義務とする。

3. 使用料規定に関する協議及び裁定における利用者代表の条件の緩和

もともと管理事業者は利用者に対して優越的な立場にあるため、利用者が対等な立場で管理事業者と交渉するためには、管理事業者と交渉できる「利用者代表」の条件を大いに緩和し、少数の利用者であっても管理事業者に対して異議申し立てができるようにする必要がある。

そのため施行規則第21条の条件を大幅に緩和する。

4. 著作権管理情報の統合検索システムの実現

複数の管理事業者が個別に管理著作物リストを作成している場合、利用者は自分が利用したい著作物をどの管理事業者が管理しているか調べる際に、すべての管理事業者の管理著作物リストを調査しなければならない。これは利用を大いに阻害する。そのため著作物の利用を促進するためには、複数の管理事業者間の管理著作物リストを統合的に検索できるシステムが必要不可欠である。

管理事業法が成立した当時、J-CIS 構想があったが、その後の進捗状況はどうなっているのか、実現する可能性はあるのか。文化庁として責任を持って説明してもらいたい。

再度言うが、著作権管理情報の統合検索システムがないかぎり、管理事業法は著作物の利用を促進するどころか、阻害要因となる。

著作物の利用促進の為には著作権管理情報の統合検索システムが必要不可欠である。

以上

個人

著作権者の権利を保護するため、著作権等管理事業者への管理委託契約は、信託契約は禁止し委任契約のみにすべき
過剰な保護は逆に文化に対して害悪である。
また、著作権者にも管理を自由に行える権利は必要である。
現状のような管理のされ方を嫌う著作権者がいたばあい、その権利者は己の著作にも関わらず好きなように扱えない現状は異常。

個人

依然として、インターネット関連を除く音楽著作権の管理は JASRAC の独占状態にあり、結果問題点が数多く残っている。

この独占化によって、使用料の決定に自由競争原理が働かず、高額な使用料の支払が強制されている。

また、当該団体は優越的な地位を有していることが多く、その権利行使のあり方は一般常識では考えられないプロセスである事も多く、利用者の利益や適切な利用秩序の形成に大きな影響を与えている。

これらの現状を改善して行かないと、これからの音楽産業は衰退の一途を辿ることになるだろう。

具体的には、下記の改善を希望する。

●著作権等管理事業者が、使用料規程を定め、又は変更しようとするときは、利用者又はその団体からあらかじめ意見を聴取しなければならない。
利用者代表でなくても個別の利用者から申請があった場合は、著作権等管理事業者は原則として意見を聴取しそれを公表するものとする。

●使用料の配分においては、著作物の使用状況を正確に把握することに努め、原則として利用者に使用状況報告をさせ、その報告はプライバシーに配慮した上でまとめたものを公表するものとする。

●著作権等管理事業者は、明文化されていない規定に基づいて、使用料の徴収、減額、または免除を行ってはならない。利用者から要請があった場合、使用料または免除の根拠となる規定を文書で示さなければならない。

●著作権等管理事業者は、著作物等の題号又は名称その他の取り扱っている著作物等に関する情報及び当該著作物等ごとの取り扱っている利用方法に関する情報を利用者に提供しなければならない。

●著作権者の権利を保護するため、著作権等管理事業者への管理委託契約は、信託契約は禁止し委任契約のみにする。

個人

著作権者の権利を保護するため、著作権等管理事業者への管理委託契約は、信託契約は禁止し委任契約のみにすべき。つまり著作者の著作権がJASRACに移転されて著作者は自分の作品を自由にできないという現状の改善をしていただきたいと思います。

個人

1) 中立的な情報管理団体の創設

著作権および著作隣接権を管理する事業が、著作権者および著作隣接権者の権利を委託されるものである以上、著作物を使用する側の意見や利便性についての方策が当該法およびその運用において反映されない。著作権についての情報を中立的に集約し、使用者の便を図る事業を創設すべきである。なお、使用者とは、放送やレコード販売などの業務を行う会社だけではなく、街頭やライブハウスで歌う音楽家や同人誌作家、ホームページを開設している個人なども含まなければいけない。

2) 情報の開示

管理事業者は、管理楽曲、契約者、契約内容など著作権および著作隣接権に関する情報を、利用者に公開することを義務づけ、罰則規定を設ける。これらの権利を用いた営利行為についての契約も、公開を義務づける。

3) 使用料規定の再考

さまざまな業種における利用形態とその実態を調査し、当該業務を行う使用者と協議を行い、使用料規定を再考する。

4) 包括契約の廃止

使用料を支払うことを当然とであっても、実際に当該権利者に支払われるかどうかについての疑念がある。音楽において放送等で行われている包括契約を廃し、個々の著作物の使用料が当該権利者に支払われるようにする。特に録音物については、データベース化などによって作業は簡略化が可能と思われる。

5) 周知義務

管理事業者は、使用料規定などを使用者に周知する義務を負い、未払いの利用者に対しては、告知の上、徴収の契約等を結ぶ。告知以前の使用料については、訴求しない。

個人

この度の「著作権等管理事業法の施行状況等に関する意見募集」に、いち音楽愛好者として述べさせていただきます。

音楽著作権管理事業者といえば、いくら登録制になったとは言え日本では日本音楽著作権協会（以下 JASRAC）が未だに他の追随を許さない知名度、影響度を持ち続けているのが現状であると思います。その JASRAC に関して以下の3つの意見を述べさせていただきます。

- 1) 音楽著作権についての啓蒙の不足。
- 2) 音楽文化の更なる振興。
- 3) フェアユース (fair use) の更なる認可。

1) 音楽著作権についての啓蒙の不足：

現時点で JASRAC は明らかに音楽著作権の認知度向上についての活動が少なすぎだと思えます。

ネット上では協会のウェブサイトを開設すること以外にほとんど広報活動を行っていないように思えます。

私は毎日数種類のポータルサイトを見ているのですが、JASRAC の広報物を目にする事は皆無とっていいでしょう。

こうしている間にも絶えずインターネット初心者は確実に増えているのです。遅すぎ且つ少なすぎの告知のままでは新たな著作権侵害者を増やすだけです。

それは JASRAC、文化庁及び文部科学省、そして誰よりも著作者の意とするところではないはずです。

また、JASRAC はその他のメディアでも深夜の AM ラジオと地方民放テレビの週一回の番組のみだと認識しております。これでは広く国民に著作権法を認知してもらうには少なすぎると思えます。

効果的な啓蒙の手段はいくらでもあります。電車の吊り広告、ポータルサイトへのバナー広告、レンタルサーバ業者へのユーザに対する告知徹底、電気店店頭での告知、TV ニュースや CM 等等。

問題なのは「やっているかないか」ではなく「効果があるかないか」です。法に基づき課金をするのであれば、国民に対して十分な啓蒙と説明は著作権管理事業者にとって最大の任務であると考えますがいかがでしょうか？

著作権法に関する認知度向上の活動が不足しているからこそ、JASRAC が法的

手段を行使したときに国民の多数は反感を持ち、音楽著作権についての情報がデマと事実とが入り混じり、国民は正しい音楽著作権を知ることが益々難しくなるのだと思います。

2) 音楽文化の更なる振興：

上記1)でも述べましたが、JASRACが法的手段を行使したときに国民の多数は反感しか持たない、これは音楽文化を考えたときにとてもマイナスだと思います。法的措置を恐れて多数の人が音楽から離れていくというのもあながち非現実的な話ではないと思うのです。趣味・娯楽が多様化した時代なのに著作権＝損害賠償という印象だけが音楽についてまわるのでは音楽はますます国民の生活から離れていくでしょう。

着メロのダウンロード数で判断はできないと思います。

メディアが日々変化しているとは言え、ミュージシャンが音源として発表した作品(CD,DVDなど)の売上げや作品の知名度で音楽文化の浸透度を判断すべきと考えます。

3) フェアユース (fair use) の更なる認可：

私はインターネット上での歌詞の引用について、JASRACの方とメールでやり取りをしたことがあるのですが、著作権法32条の『引用』であれば著作物を自由に使えるにも関わらず、JASRACからはその説明が一切ありませんでした。

更には、「原曲の著作権者であるJASRACの許諾を得て、使用料をお支払いいただく手続きが必要となっております」と、さも一般に知れわたっているような表現をされておりました。

これは国民の著作権法の認知度をまったく理解していないことの証明でもあり、引用をはじめとする「著作権が自由に使える場合」についての説明が全くなされていないことの証明でもあります。

現行の日本の著作権法にはフェアユースという言葉はないものの、それに準じる引用(報道・批評・研究などの正当な目的のための、正当な範囲内での使用)などについても正しく国民に理解してもらおう活動が必要不可欠であると思います。

更に、著作権等管理事業者であれば著作物の正当な範囲の自由な使用か、あるいは著作権侵害に当たる使用かを公正な目で判断できることが、文化振興のための重要な点であると思います。

著作権使用料の徴収だけが著作権等管理事業者の任務ではないはずです。フェアユースを文化振興のために効果的に認可することも重要な任務ではないでしょうか？

以上長くなりまして申し訳ございません。失礼な表現等ありましたらお詫び申し上げます。このような未熟な意見でも日本における音楽文化振興の発展と著作者の保護に少しでも寄与すれば幸いです

個人

『著作権等管理事業法の施行状況等に関する意見』

【この意見について】

まず、本意見の概要を先に提示します。

著作権等管理事業法（以下、「管理事業法」と表記します）には「著作物、実演、レコード、放送及び有線放送の利用を円滑にし」（第一条より）、また管理事業者を並立させることで自由競争原理を著作権等管理に導入するという方向性が示されています。これを実現するには、改めるべきと思われる箇所が幾つか見受けられます。

著作物等の利用を円滑にするためには、情報公開を基本とした風通しの良い事業実態へと管理事業者を導く必要があります（特に管理著作物のリストや、使用料規定の運用実態、著作権料の配分実態などの公開は必須です）。

また、自由競争原理を促進するには、委託者が自由に受託者を選べるような状態にしなければなりません（つまり自由な選択を阻害する管理事業者への牽制を要します）。

管理事業法に直接関わるもの（改訂を要するもの）かは判然としませんが、その運用において、障碍者が著作物等を利用する際の配慮も欲しいところです。営利だけが目的の利用であるなら いざ知らず、福祉としての性格が多分に強いものですから。

先日の著作権法改正で書籍・雑誌にも貸与権が及ぶことになりました。これに合わせ「貸与権管理センター」が設立される予定です（その設立経過が全く伝わって来ませんが……）。これが果たして実効的な組織なのか、管理事業法運用で発生するかも知れない新たな問題点として認識下さい。

これらを、以下に詳述いたします（なお、私が示した意見は必ずしも独自のものではなく、インターネット等で表明された多くの方々の意見も取り入れています）。

【管理事業法から】

●使用料規定

第十三条 2 著作権等管理事業者は、使用料規定を定め、又は変更しようとするときは、利用者又はその団体からあらかじめ意見を聴取するように努めなければならない。

この規定には実効性があるのでしょうか。管理事業者が文化庁に申請し許可されるという手続きを経る使用料規定について、現状では申請した内容そのままですと通ってしまうとの声があります。とても不備を指摘できるような現状にはなく、利用者側の声が反映されていないとも。

この「努力義務」が実効性あるものにするためにも、利用者（個人であっても）と管理事業者が話し合いを持つ方法を具体的に示すべきです。今後 著作物の利用促進を図れば、個人の利用者が増えていくのは容易に想像できることなのですから。

この話し合いは、使用料規定の定める時・変更する時に限らず、常日頃から利用者の意見を聴取できるのが望ましいでしょう（そうした努力義務も必要かもしれません）。

例えば日本音楽著作権協会（以下、JASRAC）は、十何年も遡っての使用料請求や訴訟をちらつかせる（いくつかの利用者については実際に訴えています）という、サラ金の取り立てかと思わせるような強引な徴収を行なうことで問題になっています。話し合いに応じず、根拠の不透明な使用料請求だけを強く打ち出す姿勢。このような実態は利用者にとっても、JASRAC にとっても良い筈がありません（JASRAC に対する、感情的すぎる声が挙がっているのは事実なのです）。

管理事業者と利用者との間で話し合いを持ち、その合意内容（あるいは経過における公式見解など）を公表する。管理事業者（ここでは JASRAC ですが）が、話し合いに応じて使用料算出の根拠などをきちんと明確化するような透明性ある使用料請求を地道に重ねていけば、決して今のように疎まれることもありますまい（使用料支払いを全く拒否している人は元々いないのですから——請求された額が“法外”なのに異議を唱えているだけで）。

話が脱線しましたが、使用料規定を定める時・改訂する時のいずれにおいても、個々の利用者と管理事業者との間で話し合いを持てるようにすることが必要でしょう。そして結果を公表することも。こうした話し合いの積み重ねは、適正な使用料を協議する格好の資料となるのですから。

●使用料規定

第十三条 4 著作権等管理事業者は、第一項の規定による届け出をした使用料規定に定める額を超える額を、取り扱っている著作物等の使用料として請求してはならない。

この条文によれば、使用料規定に定められたものから減額する合意が可能となります。おそらく今までにそのような契約が為されたこともあったでしょう。しかし、この時に若干の留意が必要なのではないでしょうか。

仮に減額が行なわれるとの（仮定の）話になりますが、利用者・事業者間で毎回毎回 減額が話し合われるのでは使用料規定の意味がありません。また、どのような基準で どの程度の減額が認められているのかが定かではありません。こうした

事態を招かないためには、減額すらも出来ないような法改正をするという手もありますが、私はむしろ減額の可能性を残しておいて、減額実態を将来の使用料規定の改定（この場合は使用料値下げ）につなげる方法を探るべきと考えます。

——もし減額で合意した場合は、それを公表すること（プライバシーに配慮する必要が勿論ありますが）。その情報を利用者が常時参照可能にした上で、使用料規定改訂に関する協議の基本情報とします。使用料が不当に高いものであれば、減額で合意する（あるいは合意にすら至らない）場合が多いでしょうから。

利用者にとっては、使用料そのもの及び減額・免除などの根拠が知りたいところでしょう。それを明確にするために、減額・免除の実態を管理事業者に公表させる必要があります。似た場面からの類推で、適正な使用料を議論することも出来ますし（委託者にとっても、使用料徴収実態は契約先を選択するのに重要な参考情報です）。

●情報の提供

第十七条 著作権等管理業者は、著作権等の題号又は名称その他の取り扱っている著作物等に関する情報及び当該著作物等ごとの取り扱っている利用方法に関する情報を利用者に提供するように努めなければならない。

現行管理事業法では、管理著作物のリストを提供することは努力義務として定められています。しかしこのままで充分でしょうか。著作物利用を円滑に進めることができるでしょうか。

このリスト提供の「努力義務」を明確なる「義務」に改めることを私は望みます。今後一層著作物の利用者は増えるでしょうし、そのためには利用を希望する著作物の管理事業者を探す方法が必要です。まして管理事業法の目指す、管理事業者の複数並立が成った分野においては、各事業者の管理著作物リストは著作物利用促進に必須のものです（さらには各事業者のリストから横断検索するような仕組みも必要と思われませんが、これについては後述します）。

●情報の提供

第十七条 著作権等管理業者は、著作権等の題号又は名称その他の取り扱っている著作物等に関する情報及び当該著作物等ごとの取り扱っている利用方法に関する情報を利用者に提供するように努めなければならない。

現行管理事業法では、管理著作物のリストを提供することは努力義務として定められています。しかしこのままで充分でしょうか。著作物利用を円滑に進めることができるでしょうか。

このリスト提供の「努力義務」を明確なる「義務」に改めることを私は望みます。今後一層著作物の利用者は増えるでしょうし、そのためには利用を希望する著作物の管理事業者を探す方法が必要です。まして管理事業法の目指す、管理事業者の複数並立が成った分野においては、各事業者の管理著作物リストは著作物利用促進に必須のものです（さらには各事業者のリストから横断検索するような仕組みも

必要と思われますが、これについては後述します)。

●利用者との協議

第二十三 2 指定著作権等管理事業者は、当該利用区分に係る利用者代表（一の利用区分において、利用者の総数に占めるその直接又は間接の構成員である利用者の数の割合、利用者が支払った使用料の総額に占めるその直接又は間接の構成員が支払った使用料の額の割合その他の事情から当該利用区分における利用者の利益を代表すると認められる団体又は個人をいう。以下この章において同じ。）から、第十三条第一項の規定による届出をした使用料規定（当該利用区分に係る部分に限る。以下この章において同じ。）に関する協議を求められたときは、これに応じなければならない。

3 利用者代表は、前項の協議（以下この章において「協議」という。）に際し、当該利用区分における利用者（当該利用者代表が直接又は間接の構成員を有する団体であるときは、当該構成員である利用者を除く。）から意見を聴取するように努めなければならない。

ある利用区分でシェアの高い管理事業者が決めた使用料規定は、他社の使用料水準に対して強い影響力を持つと思われ、その妥当性を図るために指定著作権等管理事業者と利用者代表との協議の規定があるそうですね。その意図するところは理解できます。

しかし、この「利用者代表」として選ばれるための要件が厳し過ぎます。現状としてここに規定された協議や裁定の中でしか、使用料規定に関する異議申し立てが出来ない上に、業界団体のような規模でなければ協議に臨めないという。

また、協議が行なわれている際に、多くの利用者の声が協議内容に反映されるための方策を具体的に示す必要があると思われます（利用者代表の努力義務だけではなく）。

これからは個人での著作物利用者が増えていくことが明らかなのですから、「利用者代表」要件の緩和と、「利用者代表」の意見聴取方法の例示は是非検討いただきたい所であります。

【制度・運用に関して】

●事業者間自由競争の促進

私の意見では全般的に、音楽分野（それも JASRAC）に限定してしまうような話が多くなってしまいます。それだけ私にとって身近な管理事業者であるという訳です。

さて管理事業法制定の経緯において、複数の管理事業者が並立することを前提とされてきたと思われます。自由競争の導入という理想が通底する法律ではありますが、長い間 独占的地位にあった JASRAC が幅を利かせている音楽分野では全くその効果が上がっていません。その大きな原因は、JASRAC の著作権信託契約約款にあると私は考えます（もっとも私でなくとも多くの人が指摘するところではあ

りますが)。ここに定められ、結ばれた不当な契約内容が問題なのではないか、と。

(JASRAC 著作権信託契約約款より)

第8条 本契約の期間(以下「信託期間」という。)は5年とする。ただし、最初の信託期間は、本契約を締結した日から4年を経過した後最初に到来する3月31日までとする。

第21条 委託者は、信託期間内においても、書面をもって受託者に通知することにより本契約を解除することができる。この場合、本契約は、通知の到達の日から6月を経過した後最初に到来する3月31日をもって終了する。

2 前項の規定により信託期間中に本契約を解除した委託者は、解除した契約に定める信託期間の終期が到来するまでの間、受託者に著作権を信託することができない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

5年という長い期間を例外なく委託者に強制しているのに加え、途中で契約を解除したとしてもこの5年の“縛り”が持続します(次の契約更新予定日まで再契約できないまま)。これでは、JASRAC から他の管理事業者への“移籍”を阻害することになります。“出戻り”が拒否されている訳ですから。

本来、自由競争下では、各管理事業者のサービス等さまざまな点を比較した上で委託者は契約先を自由に決めるべきです。そして、契約先を変える自由も保障されねばなりません(仮に一定期間は“移籍”を抑える措置が必要だとしても、それは最小限の期間だけにとどめるべきであり、5年などという歳月は長すぎます)。

おそらく管理事業法だけで対処できる問題ではないと思われますが、こういったあからさまな事業独占の試みには管理事業法で牽制しておく必要があるのではないのでしょうか。今のままでは、委託者が得られるべき利益を不当に害している状態であると言わざるを得ません。

●管理著作物リストの横断検索

管理事業者を複数並立させ自由競争を促進させることを目指すのであれば、各事業者ごとの管理著作物リストもさることながら、これらを横断的に検索できるシステムを用意することも望まれます(その前提として、管理事業者へのリスト公開を義務化する必要があります)。この仕組みは、「知財立国」をスローガンに掲げる日本政府(ひいては文化庁)こそが主導して行なうべきものと考えます。

著作物利用の促進を図り、著作権者へのインセンティブを確保する、そういった意味で(一石二鳥な上)重要な課題だと言えます。

●使用料の、委託者への配分について

JASRAC では、使用料の配分が不透明であるという批判が強くあります。私は委託者の立場にいる者ではありませんが、消費者の目から見ても、自分が(敬愛する著作権者・著作隣接権者に向け間接的に)払った使用料が適切どころへ渡っていないというのは気分の良いものではありません。こうしたことの積み重ねで、管理

事業者に対する不信感が増幅していくものなのです。

私の「気分」はともかくとしても、使用料の配分は権利者にとって利害に直接関わるものであり、もともと正確に処理されることを要するもの。管理事業者には、管理著作物の使用状況をできるだけ正確に把握(そのためには利用者からの正確な報告が必要です)するという努力義務、その報告が委託者に対して為されるべき(プライバシーへの配慮は勿論必要)との義務規定を定めるべきと考えます。

特に音楽分野(JASRAC)では「包括契約」なるものがあり、それゆえに利用実態と配分との関連性が不透明になる傾向があります。この実態は、果たして委託者の利益になっているのでしょうか? 著作権等管理事業者の実務内容の透明化は急務です。

現在の技術水準からすれば解決不可能な問題ではありません。

【運用に関して】

●障害者福祉

障害者福祉を目的とした施設の活動に対しては、使用料を減免する方向で検討できないものでしょうか。著作権法との絡みもあり、管理事業法だけで対処できるものでないとは思われますが……。

また JASRAC の話になってしまいますが、障害者福祉の一環として経営されている喫茶店での演奏会に(喫茶店としてではなく演奏会としての)使用料が請求されたという問題がありました。それはいくら何でも厳しすぎないか……と思う人が多かったということです。「障害者イジメ」とする評もあるほどで。

まず早急に出来そうなのは、著作権者および管理事業者と、障害者福祉を行なっている団体との間で話し合いを持つということでしょうか。管理事業法の規定では減額を禁止していないのですから、当事者で合意さえすれば減免の取り決めが出来るはずです。また、その話し合いの結果を使用料金規定に反映させることも(管理事業者がその気になれば)可能な筈です。そうした仲介を文化庁の手でやる訳にはいきませんか?

——もちろんその後は、管理事業法・著作権法を改正して明文規定化すべく努力いただきたい所であります。

●書籍・雑誌での「貸与権管理センター」

今年の著作権法改正で、書籍・雑誌にも貸与権が及ぶこととなります。改正案が国会で審議された際、施行後に混乱をもたらさないよう「貸与権管理センター」設立の見通しが示されていましたが——1月には使用料を徴収できる態勢を整えるのだ、と。

しかし改正案が成立してから3ヶ月も経ってしまった今、その設立の経過は全く伝えられません。こんな状態で来年1月の施行に間に合うのでしょうか? 管理委託契約約款や使用料規定が決まり、実際に運用されるまで一定の時間を要します。しかも権利者との契約交渉は(書籍・雑誌の貸与権行使は前例が無いのですから)新た

にやっけていかねばなりません。

出版業界による「貸与権」要求が貸本業者・レンタルコミック業者を潰す目的だったのなら、このまま「貸与権管理センター」が機能しないまま終わる可能性もあるかも知れません（もしそうなら国会で虚偽の説明をしたこととなりますけど）。さすがにそんな陰謀説めいた心配をする必要はないでしょうが、1月から無用の混乱を起こさないためにも、「貸与権管理センター」を無事に立ち上げ機能させていくことが管理事業法（および法運用側）に求められる役割のひとつとなっていくことは間違いありません。

是非とも注視願います。

【終わりに】

——以上が私の意見となります。

最後に再度、箇条書きでまとめておきます。

- 個々の利用者が管理事業者と使用料について話し合う仕組みが必要だ。そしてその合意内容は公表すべきだ。
- もし使用料減額で同意できた利用者がいれば、その事実を公表すべきである。また、これを元に使用料改訂が協議できるのが望ましい。
- 管理事業者の管理著作物リスト公開を義務化すべし。これは複数の事業者が並立する状況を前提とする管理事業法なればこそ、必要な措置である。
- 利用者代表とみなされる要件が厳しすぎる。また、利用者の声が多く協議に反映されるよう、方法を具体的に示す必要がある。
- 事業者間の自由競争を促進する必要がある。特に、JASRAC の不公正な“5年しぼり”を是正させるよう、管理事業法で牽制すべきだ。
- 各管理事業者の管理著作物リストを横断的に検索できるシステムを政府主導で用意すべきだ。そのためにも管理事業者のリスト公開を義務化する必要がある。
- 徴収した使用料の、委託者への配分について、透明性を確保させるべし。それは委託者の権利を守ることだ。
- 障害者福祉を目的とした施設に対しては使用料を減免する方向で検討してほしい。
- 書籍・雑誌における「貸与権管理センター」の実効性を確保し、貸本業者・レンタルコミック業者に無用の混乱を招くことのないように注視されたい。

個人

1. 著作権等管理事業法が採用する「著作権管理の分散化」は、これまで著作権法改正にあたって示された出版物の著作権管理に関する認識と矛盾すると考える。著作権審議会権利の集中管理小委員会報告書にもあるとおり、著作権等管理事業法の背景には、旧仲介業務法による著作権等管理団体参入規制の見直しの必要性がある。これは、著作権者の選択の自由を保障するためという、著作権者の立場を強化するためのものであり、それ以上のものではない。

一方、過去になされた著作権法の一部改正法においては、著作権の集中管理を念頭においてなされたものがある。1984（昭和59）年の著作権法一部改正により街頭ダビング機等を用いた私的複製を権利制限から除外された際に設けられた経過措置（附則第5条の2）において「専ら文書又は図画の複製に供するもの」による私的複製を除外の対象から除いた理由、また、貸与権の対象から「書籍又は雑誌（主として楽譜により構成されたものを除く。）」を除外した経過措置（附則第4条の2。2004（平成16）年の著作権法一部改正により削除）を設けた理由のいずれも、出版物に係る集中的権利処理体制の未整備というものであり、このことは、出版物の権利処理については集中的権利処理体制のもとに行うことが妥当であることの証左であるものと思われる。

なお、このことは、2004（平成16）年の著作権法一部改正による附則第4条の2の削除にあたっての条件整備として出版物の貸与に係る集中的権利処理体制の整備が求められたことで、現在においても妥当していることが示されたものと考えられる。また、同改正法成立の際の衆参両院における附帯決議においても、出版物の貸与に係る集中的権利処理体制の整備が求められている。

したがって、著作権等管理事業法が採用する「著作権管理の分散化」は、これまで著作権法改正にあたって示された出版物の著作権管理に関する認識と矛盾すると考える。

2. 実際においても、出版物における「著作権管理の分散化」により、文献複写分野における著作権許諾手続に支障を来す結果が生じている。

学術文献には旧仲介業務法が適用されないものの、著作権等管理事業法が制定されるまでは、日本複写権センターが文献複写における唯一の著作権等管理事業者であり、同センターが2000（平成12）年に社団法人化を実現できたのも、「我が国唯一の複写に係る著作権管理団体」という役割を期待されてのことであると思われる。

ところがその後、諸般の事情から、学術著作権協会及び日本著作出版権管理システムが設立されたことから、文献複写においても著作権管理体制が分散化することとなった。

音楽、映画、絵画、写真等とは異なり、出版物、特に学術出版物の中には多数の著作者の関与により作成されているものも少なくなく、また、専門家以外の者が著作者となっていることが多いことから、著作権の所在の確認の困難性がその他のもの

よりも高い。

このため、著作権管理団体が複数にまたがる場合には、どの著作物をどの著作権管理団体が取り扱っているのかを個別に判断しなければならないことになる。また、複数の著作権管理団体が存在すると、それらの間で著作権使用料の額、許諾手続、使用条件等が異なることが考えられるため、利用者には著作物ごとの対応が求められることとなる。

このような弊害が、現に文献複写の分野においては生じており、その円滑な流通を阻害する結果となっている。

3. 出版物に係る著作権等管理事業を集中化するための規定を著作権等管理事業法に新設すべきである。

以上のように、著作権管理の分散化は出版物に係る著作権管理のあり方と外れるばかりでなく、現実に弊害が生じる結果となっている。したがって、出版物に係る著作権等管理事業については集中化を行うこととし、そのための特例規定を著作権等管理事業法に新設すべきであるとする。

4. 非一任型の著作権等管理事業についても著作権等管理事業法の適用の対象にすべきである。

現在、委託者が使用料の額を決定する場合については、著作権等管理事業法の適用の対象から除外されている。これは、このような事業は著作権者自身による著作権等管理と同視することができるために同法の規制を及ぼす実益に乏しいという理由からである。

ところが、著作権等管理事業法においては、著作物等の円滑な流通を確保するため、著作権等管理事業者に対し、使用料額の決定にあたっての利用者団体からの意見聴取義務（第13条）、使用料規程の公示義務（第15条）、利用許諾拒否の制限（第16条）、著作物等に関する情報の提供義務（第17条）等の義務を課している。

このような義務づけを、非一任型の著作権等管理事業しか行わない著作権等管理事業者に対して行わない理由はなく、著作物等の流通の円滑化の側面からは、むしろすべての著作権等管理事業者に対して義務づけることが必要であるとする。

現に、文献複写に係る著作権等管理事業者の中には、これらの義務を課されないことを奇貨として、法外に高価な著作権使用料を設定し、かつ、使用料規程を公表しないところもあり、文献複写分野における著作権許諾手続に支障を来す結果となっている。

このようなことを防止し、著作物等の流通の円滑化を図るため、一任型・非一任型の別を問わず、すべての著作権等管理事業につき、同法の適用の対象とすべきであるとする。

5. 使用料規程の制定に伴う利用者団体からの意見聴取義務及び著作物等に関する情報の提供義務を「努力義務」ではなく「罰則を伴う実効的な義務」とすべきである。

現在、使用料規程の制定に伴う利用者団体からの意見聴取義務及び著作物等に関する情報の提供義務については、罰則を伴う実効的な義務ではなく、努力義務とされ

ているところである。これは、極めて小規模の著作権等管理事業者の能力を考慮したこと等による措置である。

ところが、これらの義務は、利用者が著作物を円滑に使用する環境を担保する、極めて重要なものであり、現に、努力義務であることを奇貨として、これらの義務をまったく履行しない著作権等管理事業者も存在しているところであり、実際上の弊害が生じることとなっている。

このため、これらの義務についても「努力義務」ではなく「罰則を伴う実効的な義務」とすることにより、著作権等管理事業法制定の趣旨である、著作物の円滑な流通に資するようにすることが必要であると考えられる。

6. 貴庁は、出版物に係る許諾手続の円滑化のための諸施策を実施すべきである。出版物は、その他の媒体とは異なり、収載される著作物の著作者が、いわゆる「プロ」でない場合が多いため、その著作者の所在、著作権の所在、著作者・著作権者の特定、保護期間の算定が困難であることが多い。また、雑誌に代表されるように、出版物に掲載される著作物が多数であることや、学術論文のように、当該著作物の著作者が多数に上ることも多い。このことから、出版物を二次利用したり、後世のために保存し、あるいは復刻版を作成する際、必要な許諾手続をすることが困難なことが多い。

出版物は、学術的な価値があるもの、出版当時の時代状況を反映したもの等、学術文化的価値が大変高いものである。しかし、その反面、記録媒体として紙が使用されることから、劣化が進みやすく、また、場所がかさむことから、引越し等の際に廃棄されることも多く、結果として後世までに残存しにくい性質がある。

このため、先のような保存・復刻版の作成をすることが、文化の保存・継承のためにも必要となっており、現に、現在出されている復刻版は、営利を目的とするというよりも、学術文化の発展や文化の保存のために発行されることがほとんどである。

ところが、先に述べたとおり、資料の保存のための複製や復刻版の作成を行うために必要な許諾手続を行うことが困難なため、著作権侵害を承知の上で発行されていることがほとんどであり、著作権侵害を侵さないで発行しようとするれば、結局その発行を断念せざるを得ない状況となっている。

このような状況に加え、最近聞くところによれば、著作者の特定ができない著作物や著作者の没年が不詳である著作物につき、著作権法第76条第1項に基づく裁定の申請を行わないよう貴庁が指導しているとのことであり、出版物の復刻版等の発行の困難さがますます増加する結果となっている。

このように、学術文化の振興や文化の保存に必要な出版物の許諾手続は、大変困難な状況である。

このため、著作物等の円滑な流通のための検討を行う文化審議会著作権分科会契約・流通小委員会においても、その円滑化の議論がなされるものと考えていたが、議題とされているのは、いわゆる「コンテンツ産業」において素材となる著作物(映画、音楽等)の許諾手続の円滑化の議論ばかりである。

貴庁の任務は、文化の振興を図ること(文部科学省設置法(平成11年法律第96

号)第27条)であり、産業の振興を図ることではない。学術や文化の発展に欠かすことのできない出版物の許諾手続の円滑化を図るための方策の検討こそ、本来同小委員会において取り扱うべき課題であると考える。

著作権法第76条第1項に基づく裁定の申請についても、立法趣旨から言って著作者の特定ができない著作物や著作者の没年が不詳の著作物もその対象となることは明白であり、適正にこの制度の運用を実施すべきである。

また、保護期間の制度を設置した趣旨を生かすため、著作者の没年を検索することができるデータベースの構築にとりかかるべきである。

貴庁は、その任務に従い、以上に掲げた出版物の許諾手続の円滑化のための諸方策を実施すべきであるものと考える。

以上